

七略

2 前項第三号、第五号及び第六号に掲げる事項の一部について、
教育長は別に定めるところにより、教育次長以下の職員に専決処
理させることができるものとする。

3 前条第一項の規定は、前二項の専決処理について準用する。

七略

て管理している個人情報の取扱いに係るものを除く。）。

2 前条第一項の規定は、前項の専決処理について準用する。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。